

# つちはし事務所通信

7

July  
2024



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年7月1日

## 要確認

## 「資格情報のお知らせ」9月に協会けんぽ全加入者に送付予定

国のマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。このため、協会けんぽより本年9月に全加入者に対し、事業主を経由して、記号番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」が送付される予定です。

.....「資格情報のお知らせ」の概要と配布・保管について.....

### 送付物イメージ

お問い合せ番号  
00-00000000-00000000-00

T 123-4567  
東京都〇〇区〇〇町1-2-3  
全国健康保険協会 〇〇支部

#### 資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
フリガナ	トウカイ タロウ				
生年月日	平成元年 10月 1日				
負担割合	3割 (令和6年〇月〇日時点)				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825 1

#### 資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00  
フリガナ トウカイ タロウ  
氏名 協会 太郎  
生年月日 平成元年 10月 1日  
資格取得年月日 令和2年1月1日  
保険者番号 12345678  
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

2



## 1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

## 2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。  
点線で切り取って大切に保管ください。

### 給付金等の申請に!

●健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

### 医療機関等の受診時に!

●オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。  
※健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

送付対象者: 加入者全員 → 本人、被扶養者分が個人別に封入されています。

確認内容 → マイナンバーの下4桁を通知します。一致していない場合は協会けんぽへお知らせください。

保管について → 「資格情報のお知らせ」上記②については切り離してマイナンバーカードと一緒に保管してください。

マイナンバーカードリーダーが使用できない医療機関を受信する際、マイナ保険証と同時に提示が必要になります。

★送付時期は第1回目が令和6年9月9日~9月30日、第2回目は令和7年1月22日~2月3日(第1回目送付より後に資格取得をした対象者)になります。従業員の方へ配布時、マイナンバーの確認、マイナンバー提出のお願い、資格情報のお知らせの保管など、ご説明をお願いします。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

## 賃上げを行う県内中小企業の助成金申請費用 徳島県が補助へ

徳島県は、設備投資等による生産性向上を図り、賃上げを行う県内の中小企業などが、国に業務改善助成金、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を申請する際にかかる手続き費用を県独自の上乗せ助成を行い、支援することが決まりました。

## ..... 徳島県賃上げ応援サポート事業の内容 .....

## 【1】業務改善助成金への上乗せ助成

- ・補助対象：県内に事業所を有する中小・小規模事業者
- ・補助要件：国の「業務改善助成金」の助成を受けていること
- ・対象経費：生産性向上に資する設備投資等に要した経費
- ・補助額：対象経費に補助率をかけた額（上限額は賃金引上げ額及び人数で変動）
- ・補助率：国の補助率 9/10 の場合 1/10  
国の補助率 4/5 の場合 1/5



## 【2】社会保険労務士への報酬費用補助

- ・補助対象：県内に事業所を有する中小・小規模事業者
- ・対象経費：国の「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の書類作成支援等に係る経費
- ・補助額：対象経費に補助率をかけた額（上限額：100 千円）
- ・補助率：1/2

★徳島県では、去年、最低賃金が過去最大となる4 1円引き上げられ、時給が8 9 6円になった一方、全国では岩手県に次いで2番目に低くなっています。令和6年10月に地域別最低賃金の改定も予定されています。上記内容について詳しく知りたい場合はつちはし事務所までお問い合わせください。

## あしがき◆つちはし事務所より

- ★今、国を挙げて取り組んでいるのが「賃上げ」。徳島県も、昨年の最低賃金が全国でブービー賞となったことから、人が集まらない県になるという危機感で、今年の最低賃金は大幅アップが予想されます。そこで、中小企業への支援策として業務改善助成金に対する県独自の上乗せ補助金を出すことになりました。補助率は国の補助率 9/10 の場合 1/10、国の補助率 4/5 の場合 1/5 となり、つまり業務改善に資する設備投資は自己負担ゼロで入手できるというもの。プラス、手続きに要した社会保険労務士の報酬も半額を補助してくれるという手厚い内容となっています。
- ★ここで確認しておきたいのが、業務改善助成金の申請要件。まずは次の3要件をクリアすること。
  - ①中小企業、小規模事業所であること。
  - ②事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。
  - ③解雇や賃金引下げなどの不交付事由がないこと。
- ★そのうえで、事業所内で最も低い賃金を30円以上引上げて、生産性向上に資する設備投資等を行った場合にその設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。ただし、事前に計画書の提出が必要ですし、その際にそろえる書類も様々。事前準備に結構時間がかかります。先に賃金を上げると、助成金の対象とはなりませんので要注意。最低賃金上がる前に助成金を使いたい事業所は、大急ぎで取り掛かる必要があります。
- ★国のマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、今年12月2日より、従来の健康保険証は廃止され、新規発行が終了します。その対応として、今年9月以降に資格情報のお知らせが被保険者とその扶養者の人数分送られてくる予定です。人事担当者は、その意味と、今後の使い方について説明できるよう、ご準備をお願いします。

